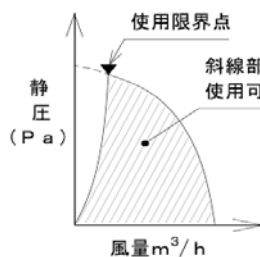
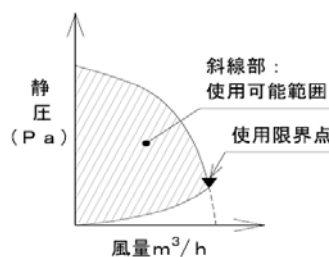


- 1 本製品の取付姿勢および使用環境は外形図に従いご使用ください。
- 2 圧力扇は人が容易に触れることのできる場所には取付けしないでください。人が容易に触れる場所（1.8m以下）に取付けるときは、危険防止のためにガードネット（オプション商品）を取付けてください。
- 3 試運転時に必ず振動測定を行い、運転振動が振動許容値内であることを確認し連続運転を行ってください。
- 4 本体および付属品は十分強度のあるところに強固に取付けてください。弱い場所に取付けますと送風機の破損、異常振動または異常音の原因となります。
- 5 容易にメンテナンスが出来るよう、メンテナンススペースを確保してください。
- 6 メタルラス張り、ワイヤラス張り、又は金属板張りの木造の構造物に送風機または金属製ダクトを設置する場合は、メタルラス、ワイヤラス又は金属板と送風機または金属製ダクトが電氣的に接続しないように取付けてください。（電機設備の技術基準の解釈 第145条第3項）
- 7 屋外からの雨風を防ぐときは、屋外フード等のオプション商品をご使用ください。屋外フードをご使用の場合でも、給気タイプをご使用の場合は、設置場所や天候状況によって、屋内へ雨水を吸込む場合があります。雨水の吸込みによって屋内の保管品や設備等へ被害が生じる恐れのある場合は、市販の雨滴センサーやフィルター等による吸込み防止対策をしてください。また、送風機起動時に逆風により羽根車が逆転することが有る場合は、圧力扇が破損する恐れがあります。その場合は、シャッター（オプション商品）をご使用ください。
- 8 フランジ接続を行う機種を屋外で使用される場合は、フランジ接合部より雨水の浸入の可能性ある為、フランジ接合部にコーキング剤を塗布してください。
- 9 吸込口、吐出口のまわりに障害物や極端な曲りがある場所には取付けしないでください。異常音、異常振動または羽根車の破損の原因となります。
- 10 複数の送風機を近接設置する場合、据え付け条件によって製品本体やオプション商品に異常音や異常振動が発生する場合や、過負荷保護装置が動作する場合が
- 11 第2種換気または第3種換気用途で圧力扇を使用する場合は、給気口または排気口が必要となります。給気口または排気口は圧力扇の取付枠と同等以上の大きさとし、圧力扇の反対側に設けてください。
- 12 機種によりモーター部にドレンプラグがついています。高湿度で温度変化のある環境や、急激な温度変化のある環境では、下向になったドレンプラグを外して、ご使用ください。ほこり等の多いところでは、ドレンプラグは付けたまま使用し、3ヶ月に1回を目安に取り外し、内部結露水の排水をしてください。
- 13 防爆仕様の送風機を除き、腐食性及び爆発性のガスや蒸気が発生する場所には取付けしないでください。
- 14 内釜式風呂を設置した浴室では使用できません。排気ガスが浴室内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こすことがあります。
- 15 自然排気形のストープを使用しているところに取付けるときは、取り入れ口より新鮮な空気が十分に給気されるよう配慮してください。排気ガスが室内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こすことがあります。
- 16 直接炎のあたる恐れのある場所には取付けしないでください。
- 17 浴室などの湿気の多い場所でご使用の場合は、耐湿性のある機種を選定してください。感電および故障の原因となります。また、浴室内に壁スイッチを設けないでください。
- 18 冷凍室等の低温環境でご使用の場合は、低温用の送風機をご使用ください。
- 19 塵埃の多いところでは、羽根車への塵埃の付着およびモーターの軸貫通部への塵埃の浸入により、振動が大きくなり軸受の寿命が短くなることがあります。点検周期や軸受交換周期を早めてください。
- 20 羽根車への塵埃、氷着および着霜はアンバランスによる異常振動の原因となり、送風機故障の原因となります。
- 21 送風機を水に浸けたり、水をかけたりしないでください。
- 22 次亜塩素酸ナトリウム等の薬剤を使用して送風機の消毒を行う際、圧力扇部品の勘合部へ薬液が残留し、腐食による部品破損が発生する恐れがありますので、点検周期や軸受交換周期を早めてください。
- 23 使用可能範囲がある製品については、カタログの風量・静圧特性に記載してあります。特性曲線の使用可能範囲内でご使用ください。

ex. 1 軸流ファン



ex. 2 遠心ファン



- 24 定格電圧、定格周波数以外では使用しないでください。
- 25 電動機の電源設備や配管工事などは、電気設備技術基準および内線規定に従い正しく施工してください。無資格者による不完全な配線工事、アース工事などは法律違反だけではなく非常に危険ですので絶対に行わないでください。
- 26 アース（アース線またはアース端子）付きの機種は、必ずD種接地工事を実施してください。
- 27 出力が200Wを越える製品にはモーターブレーカ（過負荷保護装置）を必ず1台に1個取付けてください。電源の欠相時や羽根車の拘束時にモーターが焼損することがあります。
- 28 過負荷保護装置の選定は、誤作動防止のため、各機器の許容電流の1.2~1.5倍程度を目安に選定してください。
- 29 200W以下のモーターには過負荷保護装置として、温度ヒューズまたはサーマルプロテクタが内蔵されているものがあります。拘束、過負荷運転、異電圧印加および仕様環境以上の温度で使用した場合、過負荷保護装置が自動的に動作し回転が止まることがありますので、必ず電源を切り、異常原因を取り除いてください。
- 30 1日50回以上の頻繁な起動・停止を伴う使用はしないでください。部品が破損し落下によりけがををするおそれがあります。
- 31 市販の速度調整器を使用した可変速運転は、異常音、異常振動が発生する恐れがありますので使用しないでください。
- 32 インバータでご使用の場合は、異常振動回避の為、送風機・電動機・送風機+基盤など、固有値の共振周波数をインバータの設定により、ジャンプさせてください。
- 33 400V級の送風機をインバータ運転する場合は、インバータ出力側にリアクトル又はフィルタを設置してサージ電圧を抑制するか、モーターにサージ対策した絶縁強化品を使用する必要があります。
- 34 定期点検は少なくとも1年に1度は行ってください。

■荷造りされたまま保管する場合

屋内の風通しの良い乾燥した所で、直射日光を受けず、著しい気温変化の無い場所に保管してください。結露により絶縁低下や発錆を招くことがあります。

保管の際は、地面に直接置くことは絶対に避けてください。

製品塗装面にシート（ラップ、ポリエチレンシート等）が直接触れたまま長期保管すると、塗装面とシートが接着し塗装剥離等の不具合が発生する恐れがありますので、製品に直接触れないよう保護してください。

軸受の錆防止のため、3ヶ月に1回程度、数分間の運転又は10数回手回しを行ってください。

保管中微振動があると、保管中であってもフレットングコロージョンによって軸受を損傷することがありますので、振動の無い場所で保管してください。

ご使用開始時には、絶縁抵抗を測定し10MΩ以上あることを確認すると共に、試運転を行い異常音や異常振動があれば部品又は軸受交換などのメンテナンスを行ってください。

■据え付けてから長期間運転を休止する場合

グリースの劣化は運転休止中にも起こります。運転休止中に空気に触れて劣化したり、油分が分離することがあります。1ヶ月に1回程度、数分間の運転を行ってください。

運転停止後、結露による発錆や絶縁低下を招くことがありますので、急激な冷却（降雨など）が無いように、注意してください。

停止中微振動があると運転休止中であっても、フレットングコロージョンによって軸受を損傷することがありますので、振動の無い場所で保管してください。

ご使用開始時には、絶縁抵抗を測定し10MΩ以上あることを確認すると共に、試運転を行い異常音や異常振動があれば、部品又は軸受交換などのメンテナンスを行ってください。